

一般社団法人鳥取県社会福祉士会 役員選出細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会（以下「本会」という。）役員選出規則（以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、役員選出に関する細則事項を定めることを目的とする。

(改選年)

第2条 役員改選は、西暦奇数年ごとに、その年の5月の通常総会において行う。
2. 理事会は、前項の改選実施について、その6ヶ月前から会員へ広報しなければならない。

(選挙管理委員の公募)

第3条 理事会は、規則第7条に規定する選挙管理委員会を設置するため、前条第1項に規定する改選前年度の11月末日までに、選挙管理委員の公募を開始しなければならない。
2. 公募期間は、改選前年度の12月末日までとする。

(選挙管理委員の応募方法)

第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送またはFAX、Eメールにて提出しなければならない。
2. 前項のうち、Eメールを利用する場合は、所定の応募用紙を添付しなければならない。
3. 第1項の応募受付事務は、事務局が行う。

(選挙管理委員会の編成)

第5条 選挙管理委員会は、規則第8条第1項の規定により、応募者の中から抽選で3名を選出する。
2. 抽選は、無作為な方法を用いて、事務局が実施する。
3. 事務局は、前項の抽選結果を速やかに応募者全員に通知する。
4. 応募者が3名に満たないときは、その不足する人数を理事会の推薦により決定するものとする

(選挙管理委員の名簿公表)

第6条 会長は、選挙管理委員の名簿が確定次第、会員に公表しなければならない。

(理事選挙の公示)

第7条 選挙管理委員会は、改選前年度の2月末日までに、規則第7条第3項の公示を行わなければならない。

(公示内容)

第8条 前条の公示内容は次に掲げる事項を示すものとする。

- (1) 理事の定数
- (2) 任期
- (3) 立候補受付開始日
- (4) 立候補受付締切日
- (5) 立候補手続き
- (6) 選出時期
- (7) 選出方法
- (8) その他必要事項

(立候補者の資格要件)

第9条 規則第6条第1項第1号に基づく立候補者の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第8条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 海外に在住していないこと。
- (3) 本会の年会費が未納でないこと。

(推薦者の要件)

第10条 推薦者の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第8条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費が未納でないこと。

(立候補受付期間)

第11条 選挙管理委員会は、第7条第4項の規定に基づき、20日以上30日を超えない範囲で立候補の受付期間を定め、改選前年度の3月末日までにこれを完了させなければならない。

(立候補届出様式)

第12条 理事に立候補する者は、所定の様式で届け出なければならない。

2. 立候補者の自署及び捺印のないものは無効とする。

(推薦様式)

第13条 理事立候補者を推薦する者は、所定の様式で届け出なければならない。

2. 推薦者の自署及び捺印のないものは無効とする。

3. 立候補者確認印のないものは無効とする。

(応募手続)

第14条 立候補者は、第12条の立候補届を提出するときは、正会員から第13条の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会に郵送し、提出するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。

(立候補者の名簿等情報の公表)

第 15 条 選挙管理委員会は、規則第 9 条の規定に基づき、立候補者の名簿等の情報を次のとおり会員に公表する。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 年齢
- (4) 会員番号
- (5) 勤務先名
- (6) 現住所地名 (市町村のみ)
- (7) 主な活動歴 (本会での役職経験・活動歴等)
- (8) 立候補の理由・抱負

(立候補者定数未達の措置)

第 16 条 立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は、不足する理事数を対象に、一定の期間を定めて一回限り立候補の再受付を行う。

2. 前項の手続き方法は、当初立候補の受付に準ずるものとする。

(選挙の方法)

第 17 条 規則第 10 条の規定に基づき、総会において出席者が行う投票方法は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者数が定数を超えた場合は、立候補者の氏名が列記された用紙に定数と同数の丸(○)印を付して投票する。
- (2) 投票は無記名投票とする。
- (3) 丸(○)印が定数よりも多い場合は、これを無効票とする。
- (4) 丸(○)印が定数よりも少ない場合は、これを有効票とする。
- (5) 投票された丸(○)印の合計数が、定数に至るまでの上位者を当選とし、定数の順位となる候補者が複数のため定数を上回った場合は、再度出席者全員により、その定数順位者を対象に決選投票を行い決する。
- (6) 前号の決選投票の結果、なお同数の場合は、くじ引きにより決する。

2. 前項の規定にかかわらず、総会に出席しない者は、委任・書面表決は認められない。

3. 立候補者数が定数と同数、若しくは定数に満たない場合は、その立候補者全員について一括して信任投票を行い、出席者の過半数の信任をもって決する。

附 則

1. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 3 月 5 日から適用する。

なお、平成 23 年度については、別に定める。

2. この規程は、平成 26 年 8 月 23 日から施行する。